

平成23年11月21日付（個人的都合で発行が遅れました。）

町民各位

福島原発まで持ち出し「風評被害」を声高に叫んで
国民の正当な権利（住民監査請求）を問題視する発言は
許されません！

小笠原議員の町民向け「議会報告」には、「問題発言」が、
かなり、カットされていますね。

小笠原発言の1：（土地の無償貸付に関して）条例と解釈を逸脱したとは考えていない。

議会議決は「条例と解釈」を逸脱した為に改めて行われたものです。すでに決着した問題だ
と思っておりましたので、「今さら何を言っているのか」という思いで聞きました。
小笠原発言がありましたので、改めて「無償貸付の方法」について説明しておきます。

I、町有地（普通財産）を、無償で貸し付ける方法が2つあります。

一つ目は、「安平町財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例」（以下、条例と呼ぶ）
を使って無償にする方法です。この場合の対象は、公共団体又は公共的団
体です。

二つ目は、議会の議決を得る方法です。これは、条例では「無償」にできない株式
会社などの場合に適用される方法です。
地方自治法に「条例で定める場合を除くほか」とあり、株式会社などが、
その対象になります。（96条第1項の第6号）

II、町の顧問弁護士の助言は、「有料」か「議会議決」でした。

町長は、6月議会で町顧問弁護士のアドバイスを2つ受けたことを明らかにしました。

1点目は、有料。つまり、三井ヘルスサービスに「地代を支払わせる」ことです。

2点目は、「議会議決」（「無償にしたいなら議会議決をなさい」という意味）

※ 町長が選択したのは、2点目の「議会議決」の方でした。

※ 「監査委員会」は、私が行った監査請求を棄却して町長のメンツを立て、同時に議会議決
を「付帯意見」としてつけました。
町長はそれに乗る形で「監査委員会の付帯意見を尊重し議会議決を」と述べたのです。

とってもわかりやすい、一色町（現西尾市）の事例
（条例の適用の検討から議会議決に切り替えた事例）

（照会に対する回答）

「一色さかなセンタ株式会社」は、市が52%出資する第3セクターであるので、
「財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例」第4条にある「公共団体若しくは
公共的団体」に該当するかどうかを検討したが、該当しないとの判断にたち、
地方自治法96条の規定により、議会の同意を得て無償貸付を決定した。

※「条例と地方自治法の使い分け」をしている自治体は、全国に多く見られます。
どの自治体にも、安平町と同じ内容の条例はありますが、株式会社の場合は、地方自治法に基づいて「議会議決」をするという使い分けを多くの自治体で行っています。私は、そのことを直接、FAX等で確認しています。一色町もその一つです。

Ⅲ、町は「無償貸付の手順の誤り」を、正式に認めています。

課長「結果として土地の無償化」にかかる議会での討論や議決が後になってしまったことに対して深く反省している。・・・今後の民設・民営化については、今回の反省点を十分にふまえて対応していきたい」（9月議会）

※ 安平町の場合は、「全ての答弁責任は町長にある」として、「あびら議会だより」では、答弁者の役職名を表記せず、町長答弁と同じ位置づけとしています。
（「あびら議会だより」2011年8月）

従って、上記の課長答弁は、町長答弁と同等の扱いとなり、町の正式な見解となります。

Ⅳ、民主党議員たちの想像力のなさ・短絡的思考には、心底、あきれました。

小笠原発言の2：（民主党の勉強会で）他の議員の方から「しかし、変だよな。その取り扱いについて、議会や監査請求等々いろいろあって、なかなか大変な町だな」と言われた。・・・私も非難されるとは夢にも思っていなかった。

- 1、「なぜ、問題になったのか。」その理由を、どうして考えないのですか？
「変だよな」と言った議員。「非難されるとは夢にも思っていなかった」と小笠原議員。
私ならそんな時は、なぜ、そうなったのか。原因や理由を考えますね。
小笠原議員や他の民主党の議員は、どうして「原因」や「理由」に目が向かないのでしょうか？
あなた達は議員なのですから、世間話レベルの会話で終わらせてはなりませんね。
- 2、法律違反があったから問題になったのです。
法律違反があったことは、すでに述べました。それを見過ごしてはならないと考えたから、私は法律に従って、国民の権利（住民監査請求）を行使したのです。
その結果、とにもかくにも、法律に従った「議会議決」が行われました。
小笠原議員や他の民主党議員達は、法律違反を見逃せとでも言うのですか。
- 3、地元介護業者への「理解と協力」の働きかけを怠ったから問題になったのです。
地元の介護業者が三井ヘルスサービスの参入を知ったのは、新聞報道だったと聞いております。安平町には「介護保険事業者会議」という組織があり、そこで、事前の説明や協議が行われ一定の理解を得ておれば、総務委員会にどのように傍聴者が集まることもなかったでしょう。「町長がオーナーで町民はマネージャー未満」の姿勢での町政運営は、町民の理解は得られません。だから問題にされたのです。

4, 瀧町長以外の人が町長だったら、この問題が起こらなかった可能性は大きいのです。
もし、安平町の町長が、①地方自治法と条例の関係を正確に理解していたら、「土地の無償貸付」は、最初から議会に提案したはず。また、②地元業者との利害関係に目配りができる町長であれば、業者を公募して計画書を提出させ、業者の選択肢を広げ（複数の業者の参加）透明性を高めるなどして、地元業者との調整に心がけたはず。そうすれば、今回のような、地元業者の不安や反発は起こらなかったはず。

5, 町会議員がもっとしっかりしていたら、この問題は「行政報告」の段階で食い止められたはず。
議会で条例違反を本格的に取り上げた議員は一人だけでした。もし、早い段階で多数の議員が、土地の無償貸付は議会議決を要する事を早くに気づき、町長を納得させていたら、住民監査請求は起こりませんでした。また、地元介護業者と三井ヘルスサービスとの共存の重要性を、町長サイドに強く求め、理解させていたら、別な展開になっていたはず。議会からの強い働きかけは、皆無と言ってよく、力をなさなかったのです。

V, 風評被害が、もし、仮にあるとすれば、その原因と責任は稚拙で感情的な瀧町長の町政運営と議会のチェック機能の弱さにあるのです。

住民監査請求と、どちらの確率が高いか、考えてみましょう。

小笠原発言の3：土地無償化での風評による民間活力の導入に大きな影響を与えたのではないか。

小笠原議員はこのように述べ、「財界さっぽろ」に報道された影響を心配して見せました。
答弁に立った課長は「民間活力を持ちかけたとき、二の足を踏む企業が出ることを心配している」と答弁しました。ここで、どこに、その最大の理由があるのか、検討してみましょう。

- 1, 住民監査請求の影響・・・町や企業が法律違反をし、議会がそれを見過ごさなければ、住民監査請求は起こりません。小笠原議員や課長（町長）の民間活力の導入は、法律違反を前提にしているのでしょうか？
- 2, 地元関係業者の反対の影響・・・地元関連事業者の反対はどこでも起こりますが、そんなことで風評被害が起こったり、企業が進出をあきらめた例は聞いたことがありません。安平町の場合は、心配した介護関係者が総務委員会の傍聴に集まっただけです。
- 3, 議員が議会で取り上げた・・・一部の議員が反対した程度では、企業は引込みません。もうかる話であれば、どんな反対があろうと、利潤追求に執着するのが企業です。風評被害の原因にはなりません。
- 4, 感情的で稚拙な町政運営に対する風評。（他の自治体でうまくいく事も、安平町では心配）
 - ① 正しい法律知識に基づいて対応してくれない町長だという風評。
 - ② 傍聴者を怒鳴りつけたり、質問する議員に不快な感情をあらわにして、必要以上に反発者・反対者を増やしてしまう町長だという風評。
 - ③ 地元の同業者に対する根回しを十分に出来ない町長だという風評。
 - ④ 秘密主義と強引なやり方で、いたずらに町民を刺激する町長だという風評。
- 5, 安平町議会が力量不足という風評。（町長をチェック出来ず、そのツケが会社に来る心配）
 - ① 法律違反を町長にわからせる議員が、ほとんどいないという風評。
 - ② 町長の強引な手法にブレーキをかける議員がほとんどいないという風評。

以上の中で、「風評による民間活力の導入に大きな影響」を与えるのは、4番目と5番目ではありませんか？「風評被害」を強調すればするほど、瀧町長の法律知識と秘密主義と強引な手法。議会の無力さがいっそう浮き彫りになる、という「論理構造」を、小笠原さん！あなたは、理解していない。「風評被害が本当にあるとすれば、町長の辞任に発展する話」です。

VI、小笠原議員は三井ヘルスサービスの利益の代弁者なのですか？

小笠原発言の4：私から見ると、行政が地元介護業者に遠慮というか、配慮しているのかと、というような感じに取られて（仕方がない）

小笠原議員はこの発言の前に「（地元）介護事業者の事情に応じることなく・・・」とも述べました。また、「安平町地域福祉総合計画」の文章を引用する形で「福祉サービスの質の確保が最も重要だ」と述べましたが、下線部分は総合計画にない言葉で、地元介護事業者の介護の質が悪いかのような言い方をして町を批判しました。

※三井ヘルスサービスは、民主党の国会議員・三井わきお氏が代表となる校雄会グループに属しています。民主党の町会議員が、民主党の国会議員の関係する会社の利益の為に質問したのかと懸念されます。

小笠原議員が「行政が地元業者に遠慮している」と批判した背景には、民主党の国会議員・三井わきお氏の意向、もしくは、おもんばかつての事のようにも思えるが、実際はどうなのか。こうした一連の発言によって、小笠原議員が三井ヘルスサービスの利益の代弁者（ちょうちん持ち）なのか、との疑念を持った町民は私一人ではないはずです。

VII、どうして自分の発言内容を改ざんするのですか？

小笠原議員は「私が法人として何か建てたいとしたら町はいくらまで補助金を出せるのか」と質問。これは会社法人、三井ヘルスサービスへの公費補助を念頭に置いた質問なのかと推測させるものなのですが、「おがさわら直治 議会報告」の中では、「社会福祉法人から・・・申請があれば」に変わっています。なぜ、質問内容を変えて町民に知らせたのか、趣旨をまとめるなどとは違う「内容の変更」なので、はなはだ不可解です。これに対する町長答弁も、「（公が介入しなければならない場合は）国費、道費を最大限活用した補助。そうしたことが難しい場合は、町が補助する。」旨の答弁をしています。

VIII、三井ヘルスサービス！はやばやの「約束違反」「契約違反」

三井ヘルスサービスには、計画の未実施など「約束違反」が生じている。昨年末、デイサービスを10名定員で建設を始め募集をかけた。議会提出の要望書には30名定員となっていた。計画変更が生じたら、文書を含め町への事前説明（理由）があるはずだが、議会には報告されていない。今回の計画変更は、客の大半を吸収する予定で参入したが、「町内業者に赤字が出たら補助する」旨の町長答弁で、客の全部を吸収する予定がはずれた。その結果、規模を勝手に縮小したのではないのか。また、小笠原発言の中で三井ヘルスサービスの第2期、第3期の白紙をに言及しているが、これ自体「契約書」の「目的」違反ではないか。小笠原議員は、なぜ、こうした点の批判を三井ヘルスサービスに向けないのか？「民間活力の導入」とは、「もうからないと撤退される」という事も含むことなのだ。

※紙面の関係で①小笠原質問・町長・課長答弁のいずれにもあった「介護保険料」の基礎知識に関する間違い。②三井ヘルスサービスの不可解な要望書と町の不可解な対応。③三井ヘルスサービス参入は「突然でない」という小笠原議員の「ウソ」については、書けませんでした。